

各 所 属 長 殿

岐阜県警察本部長

保護取扱規程の運用について（通達）

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条等に基づき警察が取り扱う保護については、保護取扱規程（昭和35年岐阜県警察訓令第7号。以下「規程」という。）により、適正な運用を図っているところであるが、このたび、同規程を一部改正したことから、その運用に当たり、これまで適用してきた「保護取扱規程の制定」（昭和35年5月18日付け防発第178号他）についても全部改正を行い、平成16年7月26日から本通達によって実施することとしたので誤りのないようにされたい。

記

第1 規程改正の趣旨

保護主任者は、保護業務を所管する直接の責任者であるが、各警察署に生活安全課長が配置されたことから生活安全課長を保護主任者とし、責任の明確化を図るとともに、被保護者に対する人権上への配慮から保護業務と留置業務を確実に分離させるなど保護取扱いの適正を期するため、この規程を改正したものである。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 規程の目的、保護の心構え（第1条、第2条関係）

この規程の目的は、保護の適正を期することであるが、保護は直接人権にかかわる問題であることから、その必要性の判断は的確に行い、その者の生命、身体等の保護のため誠意をもって当たるとともに、当該保護にかかる関係機関との連携を保持してその責任を全うし、国民の信頼を得るようにしなければならない。

2 保護の責任（第3条関係）

従来、保護主任者については、警察署の保護を主管する課又は係の長としていたが、各警察署に生活安全課長が配置されたことから生活安全課長を充てることとした。

なお、保護主任者が不在となる場合で執務時間外においては当直主任者を充てているが、警察署長は、その他会議出張等により生活安全課長が不在となる場合を考慮し、生活安全係長又は他の幹部を保護主任者に代わって職務を行う者として指定しておくこととした。

3 保護の着手（第4条関係）

「とりあえず必要な措置」とは、被保護者の外傷等の有無を確認して救護の必要から救急法を施したり、病院へ搬送するなどの応急措置又は現場の関係者からその事情や家族、知人、その他の関係者（以下「家族等」という。）の住居を聴取するといった現場及びこれに直結して行われる必要な措置をいうのであるが、これらの措置をとったうえですみやかに保護主任者に対し、保護を必要とする理由、とりあえずの措置、外傷等の身体的な異常、特異行動、特癖、精神状態といった保護上注意すべき事項を含めて報告し、その指揮を受けて処理しなければならない。

4 保護の場所についての指示等（第5条関係）

保護主任者は、保護の場所について被保護者の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情などを総合的に判断して、規程第5条第1項各号に掲げる場所以外の場所において保護することが最も適切であると認められるときは、その施設の管理者などの同意を得て、その場所において保護するよう指示することができるものとする。

また、病人、負傷者及び酔者等で異常があると認められる者を保護するに当たっては、医師の診断、治療を求めるなどの保護のため必要な措置をとるよう配慮しなければならない。

5 家族等に対する引渡の措置（第6条関係）

保護は、あくまで応急の救護であって、早期に家族等に引き取らせることを原則とするものであるから、把握した情報に基づきすみやかに家族等に通知し、被保護者の引取り方についての手配・連絡といった措置を講じなければならない。

6 住所等の確認措置（第7条関係）

「立会人を置き」とは、被保護者の身元や連絡先などを認知するために必要な限度で行う所持品等の確認行為について、公正な取扱いを担保するためであり、この場合の立会人としては、成人の一般人であることが望ましいが、必要により警察官、消防署職員等を充てることも差し支えない。

なお、被保護者が女子であるときは、医師又は成人の女子を充てることに配慮しなければならない。

また、「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとる」とは、所持する鞆、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等によって住所等を認知することであり、これらの措置は、被保護者が拒まない限りにおいてとることができるが、正常な判断能力を欠いている場合があるので本人にとって不利にならないように配慮しなければならない。

#### 7 事故の防止（第8条関係）

「行動を抑止するための手段」とは、危害を防止して適切に保護するために真にやむを得ない限度で行う手段であって、保護の着手、同行等の場合に、通常、被保護者の行動を制するために腕、肩等を押さえる措置や被保護者が保護室を離れないよう施錠するなどの手段をいうが、この手段の一つとして別に定めるところの保護具を整備することとした。

#### 8 危険物等の保管（第9条関係）

危険物の保管に当たっては、事故を防止することを目的としており、警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については一般的には、相手方を説得して、できるだけ任意提出させるものとしているが、緊急を要する状態でやむを得ないと認められるときは、危険物を所持しているかどうかについて身体検査にわたらない程度で衣服の上から触るなどの方法によって確かめるようにするものとする。

「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」というのは、ポケットに無造作に入れてあるなどの状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合の「同項の規定に準じて」とは、警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者についてはその承諾を得て行うことをいい、これらはいずれも危険物の保管の際同時に行うものである。

なお、立会人についても前記6における場合と同様の配慮をするものとする。

また、この規定によって保管した物品等は、第22条の保護取扱簿にその品目、数量及び保管者等を記載して、その取扱いを明確にしておかなければならない。

#### 9 異常を発見した場合の措置（第10条関係）

「異常を発見した場合には、応急の措置を講ずる」とは、被保護者の逃走、自傷他害事故、危険物及び所持禁止物品の発見等一般的に考えて問題となるような異常を発見した場合に捜索、救護などの応急措置をとることをいう。

「発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する」というのは、逃亡した被疑者を手配して連れ戻すのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のまま、保護の場所を離れたとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、酔いが覚めていたなど保護を要すると認められる状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要としないが、個々に検討、判断して場所的、時間的に近接しており保護の要件を満たしている場合には、保護を継続するものとする。

#### 10 関係機関への引継ぎ（第11条関係）

被保護者を関係機関に引継ぐ場合は、身柄とともに保管した危険物等で所持を禁止されるものを除いて引き継ぐこととするが、様式第2号によって保護の状況を明らかにして行うものとする。この場合、引継書は1部のみ作成し、控えをとる必要はなく、様式第1号の身柄の措置（引継ぎ）欄に記載させれば足りるものとする。

保護主任者は、引渡すべき家族等が判明しないため、被保護者を関係機関に引継いだ後も、家族等の調査について配慮しなければならない。

#### 11 保護室に関する特別措置（第14条関係）

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、規程第5条の収容場所として指定する保護室で、すでに保護している者と同室させることが不相当と認められる者を保護するといったやむを得ない事情がある場合又は迷い子、家出人等で保護室の雰囲気にも馴染まない者で保護のため適切であると認められる場合には、事務室、宿直室、休憩室、少年補導室等適当と認められる施設を保護室の代用として使用することができる。

#### 12 許可状の請求（第15条関係）

保護期間延長の許可状は、24時間以内に発せられていることを要するので、保護主任者はあ

らかじめ許可状の請求を行うよう配慮するものとする。ただし、24時間以内に許可状が発せられない場合は、保護を解かなければならない。

なお、保護を解いた後においても被保護者が希望し、その必要性があると認められるときは、必要な便宜を与えるようにし、追い出されたとの誤解を招くようなことのないようにしなければならない。

13 被保護者が非行少年であることが判明した場合の措置（第18条関係）

児童相談所又は福祉事務所への通告は、被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においての第11条第1項第3号の規定による通告と異なり、被保護者を虐待、無理解又は無関心のための放任、貧困、病気等から監護能力を有しない家庭環境であるなど保護者に問題があつて監護させることが不相当と認められる児童の場合に行うものである。

14 犯罪捜査との関係（第20条関係）

被保護者と被疑者の取扱いを明確に区別し、保護に名をかりて犯罪の捜査をすることのないよう被保護者が罪を犯した者、触法少年、く犯少年であることが判明するに至った場合や犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ないと認められる場合を除いて被保護者について取調べ又は調査をしてはならない。

15 児童の一時保護等（第21条関係）

一時保護をした児童、緊急同行をした少年等の中には、その性格、年齢等からみて、保護室の雰囲気にも馴染まない者もあるので少年補導室、宿直室、休憩室等において保護するよう配慮しなければならない。

なお、本条第1項第1号及び同項第2号に規定する者以外の者については、同行状、収容状等の執行中に一時保護室に収容するものであるから、逃亡しないよう施錠することもさしつかえない。

また、本条第1項各号に規定する者が逃亡したときは、当然これを捜索しなければならないのであって、その限りにおいては、第10条第3項の規定は準用する余地はない。

18 保護取扱簿（第22条関係）

保護取扱簿（様式第1号）の作成は、それぞれの取扱責任を明確にするために直接従事した警察官が該当欄に所要事項を、また被保護者の保護室等における状況については、動静監視者が監視状況をそれぞれ記載し、保護取扱い上の直接責任者である保護主任者の確認及び同業務を主管する責任者である生活安全課長を経て警察署長の決裁を得ることにより保護業務遂行上の責任を明確にすることとした。